令和５年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業選定要領

　１　目　的

この要領は、令和５年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業実施要領及び令和５年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業選定委員会設置要領に基づき実施する大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業の選定について必要な事項を定める。

２　書面による事前審査の実施

全応募事業の中から、以下の基準により、事務局の職員により書面による事前審査を行う。

書面による事前審査の結果、以下の項目に問題があると判断した場合は、不採択とする。

（１）人権侵害につながる恐れがあると判断される場合。

（２）命の大切さ、がん検診の重要性などについて、誤った観念をいだかせている場合。

（３）収支計画において、実現困難と判断される場合。

　３　書類審査及び面接（プレゼンテーション）審査の実施

　　　事前審査に合格した事業について、選定委員会を開き、委員は応募者の申請書類及び面接（プレゼンテーション）の内容を次の評価基準に基づき採点する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の観点 | 評価基準（１００点満点） |
| モデル性 | がん対策事業のモデル的な取組みとなりうるか | （各項目）　　　　　　　　　　（評価点）優れている　　　　　２０点やや優れている　　　１６点普通　　　　　　　　１２点やや劣っている　　　　８点劣っている　　　　　　４点非常に劣っている　　　０点 |
| 向上性 | がん対策への貢献又は活性化につながるか |
| 新規性 | がん対策の推進において新しい視点や発想があるか |
| 実現可能性 | 事業実施の体制が構築されているか予算的な問題はないか |
| 過去の助成状況 | １過去の助成 | 　なし　　　　　　　　１０点１回　　　　　　　　　６点２回以上　　　　　　　４点 |
| ２応募事業への意欲 | 　優れている　　　　　１０点　普通　　　　　　　　　６点　劣っている　　　　　　４点　非常に劣っている　　　０点 |

　４　選定

　　　委員の採点の集計結果を勘案し、委員の合議により当該事業の補助対象となる応募団体を選定する。

　　　但し、各委員の採点した評価点の合計を、採点した委員数で除した平均点が６０点未満の場合は、採択しないことがある。

　５　選定結果

　　選定結果については、後日書面にて該当団体に通知するとともに、大阪府ホームページで公表する。

６　附　則

　　　この要領は、令和５年６月２日から適用する。